

平成 21 年 5 月 29 日

金融庁総務企画局市場課 御中

全 国 銀 行 協 会

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見の提出について

平成 21 年 4 月 28 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	該当箇所(項目番号等)	意見	理由等
1	第123条第3項	通貨関連市場デリバティブ取引とは、例えば、本邦における(株)東京金融商品取引所の取引所為替証拠金取引「くりっく365」との理解でよいか。	明確化のため。
2	第123条第4項	取引にあたっては包括で枠を設定することが多いが、枠設定時に取引目的がヘッジであることを確認し、定期的(年一回)な枠更改時においても取引目的が不変であることを確認している。  この場合は、金商業等府令案第123条第4項で除外される貿易等に関するヘッジ取引についての確認は、取引都度では不要との理解でよいか。	左記の場合においては、取引都度の確認は不要と考えるため。
3	第123条第4項	金商業等府令案第123条第4項で除外される貿易等に関するヘッジ取引についての確認は、導入時に顧客の取引目的を確認するとともに、業種等から取引の蓋然性が判断できれば問題ないとの理解でよいか。	明確化のため。
4	第123条第4項	いわゆる「外国為替証拠金(FX)取引」について、法令上の定義を明確化していただきたい。	今回の改正は、「外国為替証拠金(FX)取引について、利用者保護の充実を図る等の観点」と規制の目的が明確にされているところ、金商業等府令第79条第2項第2号および施行令第16条の4第1項各号に規定する店頭金融先物取引から外国為替証拠金(FX)取引を明確に分離し規定し、かつ、そのための規制をすべきところであるが、通貨関連店頭デリバティブ取引では、通貨オプション、NDFおよびNDO等が引続き分離されないこととなるため。
5	第123条第5項	通貨関連外国市場デリバティブ取引とは、例えば、CME(シカゴ・マーカンタイル取引所)の上場商品である「通貨先物」および「通貨先物オプション」との理解でよいか。	明確化のため。

項番	該当箇所(項目番号等)	意見	理由等
6	第143条第1項第2号ロ(金融商品取引所等に関する内閣府令第67条第2項第2号)	<p>金商業等府令第143条第1項においては、同1号に定められるデリバティブ取引等以外の取引における保証金の管理方法について、同2号ロにおいて、「信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんのあるもの」および「信託会社もしくは信託業務を営む金融機関への金銭信託で信託財産が安全に運用されるもの」の2点を認めている。</p> <p>これに対して、「金融商品取引所等に関する内閣府令」においては、金融商品取引所にて管理される取引証拠金の管理方法について、第67条第2項第2号より、「信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの」の1点を認めるのみとなっている。</p> <p>金融商品取引所等に関する内閣府令第67条第2項第2号についても、今回改正府令第143条第1項第2号ロと同様の記載とするよう検討いただきたい。</p>	<p>金商業等府令第143条第1項第2号における保証金と「金融商品取引所等に関する内閣府令」第67条第2項における取引証拠金は類似のものであり、同様の管理を行うことが適当と思われるため。</p>
7	第143条の2第1項第2号	<p>受益者代理人として選任される弁護士について、委託者と顧問関係にある者は除かれるとの理解でよいか。</p>	<p>委託者と顧問関係にある弁護士においては、受益者との間に利益相反が生じる可能性があると考えられるため。</p>
8	第143条の2第1項第2号	<p>「弁護士等」には、弁護士法人、監査法人、税理士法人等が含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>受益者代理人が1人であり、かつ個人である場合には、当該受益者代理人の死亡等により任務継続が困難になることも想定される。法人組織の選任も可能とすることにより、受益者代理人による任務継続の蓋然性が高まると考えられるため。</p>